

鶴田町障がい者活躍推進計画

機関名	鶴田町
任命権者	鶴田町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
鶴田町における障がい者雇用に関する課題	<p>鶴田町においては、令和6年6月1日現在で法定雇用率が未達成（雇用しなければならない障がい者の数が2人以上）となっている。このため、令和6年に障害者採用計画を作成し、採用活動を行っているところである。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がいのある職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.61% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録を元に、特に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定し、適宜庁内LAN掲示板等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>④その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>